

市県民税・国民健康保険税の申告及び納税につきまして、日ごろよりご協力いただき厚くお礼申し上げます。さて、令和2年度の市民税・県民税・国民健康保険税の申告書をお送りしますので、この「手引き」をよくお読みになり、必ず期限までに申告されますようお願いいたします。

※令和元年分とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

ご注意

- ※ 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている人は、所得が少ない世帯が受けられる保険税(料)の軽減を受けることができなくなりますので、必ず申告してください。
- ※ もし申告されない場合は、各種の控除・軽減措置が受けられず、また所得証明・納税証明等が発行されないことがありますので、ご注意ください。
- ※ 令和元年（平成31年）中に所得のなかった人も、必ず申告書右下の「所得のなかった人はこの欄に記入してください」欄に必要事項をご記入のうえ、提出されますようお願いいたします。
- ※ この「手引き」は、現行法に基づいて作成していますが、税法改正により諸控除等が改正される場合があります。

申告をしなければならない人

令和2年1月1日現在、三原市に居住している人でつぎに該当する人

- ① 令和元年（平成31年）中に営業等・農業・不動産・配当などの所得のあった人
- ② 給与所得者は、通常申告する必要はありませんが、つぎの事項に該当する人
 - (ア) 給与所得のほかに、不動産・農業・配当などの所得のあった人
 - ※ 所得税においては、給与所得以外の所得が20万円以下の場合には確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税では申告しなければならないことになっています。
 - (イ) 日給（パート・アルバイトを含む）、家事手伝い、勤務先の倒産、その他の理由（提出忘れなど）で勤務先などから給与支払報告書（源泉徴収票）の提出がなかった人
 - (ウ) 令和元年（平成31年）中に中途退職し、令和2年1月1日現在、他に就職していない人
 - (エ) 医療費控除、寄附金税額控除（但し、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出した人は除く）などを受けようとする人
 - (オ) 非上場株式等の配当所得及び上場株式等の配当のうち、個人の大口株主分の配当所得がある人
- ③ 年金・恩給などの公的年金等の受給者で、つぎの事項に該当する人
 - (ア) 公的年金等の所得のほかに、給与・不動産・農業・配当などの所得のあった人
 - (イ) 医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、寄附金税額控除（但し、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出した人は除く）などを受けようとする人
 - ※ 所得税においては、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税では申告しなければならないことになっています。

申告に持参していただくもの

1. 申告案内文書『令和2年度 市県民税・国民健康保険税の申告受付について』
 2. 申告書
 3. 印鑑
 4. 個人番号の確認ができるもの(個人番号カード等)
 5. 身元確認ができるもの(運転免許証等)
 6. 令和元（平成31年）中の所得等の証明書（源泉徴収票・事業主の支払証明書・その他帳簿類）
 7. 生命（個人年金）保険料や地震保険料等の控除証明書
 8. 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書等
 9. 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳など障害の等級が確認できるもの
 10. 社会保険料（国民年金保険料）控除や寄附金税額控除の証明書又は領収証書
- (注) 生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、寄附金税額控除等がある場合、領収書（控除証明書）の提示がないと控除が認められませんのでご注意ください。
- (注) 農業、不動産、営業の申告をされる場合、領収書の提示がないと経費が認められない場合があります。

記入についてのご注意

- ◎ 各所得に関する必要経費等がある場合は、申告書裏面に記入してください。必要経費には生活費・所得税・市民税・県民税などは含みません。
- ◎ 給与所得の人は、手取額ではなく、税金、その他諸控除を差し引かれる前の年間収入額をカの欄に書いてください。日雇の人など源泉徴収票のない人は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」欄で年間収入額を計算してカの欄に書いてください。⑥の欄には、給与収入金額に応じ、下記の「給与所得の速算表」で求めた所得金額を記入してください。
- ◎ 公的年金等の受給者の人は、キの欄に公的年金等控除前の金額を書いてください。⑦の欄には、下記の「公的年金等に係る雑所得の速算表」で求めた所得金額を記入してください。
- ◎ 土地建物等の資産や有価証券の譲渡所得、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得、先物取引に係る事業所得及び雑所得、山林所得、退職所得の申告については市民税課におたずねください。

所得金額欄（平成31年1月1日から令和元年12月31日までの所得）

営 業 等	卸売業、製造業、小売業、飲食店業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業（旅館・クリーニング・理髪・美容等）などの営業から生ずる所得のほか、自由職業（医師・弁護士・税理士・建築士・作家・画家・芸人・外交員・ホステス・茶道、花道、音楽等の講師など）や漁業から生ずる所得	
農 業	農産物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる所得	
不 動 産	貸家、アパート、貸事務所、貸駐車場、貸宅地、権利金、更新料などによる所得	
利 子	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などによる所得	
配 当	株式または出資の配当、剰余金の分配、証券投資信託の収益の分配などにかかる所得 上場株式等の配当等（個人の大口株主を除く）については申告不要ですが、それ以外の配当については申告が必要です。なお、申告した場合は配当控除を受けることができますが、上場株式等の配当について分離課税を選択された場合、配当控除の適用はありません。また、上場株式等の配当所得及び上場株式等の譲渡（特定口座）に係る所得について、所得税と異なる課税方式（申告不要制度・総合課税・申告分離課税）を選択することができます。	
給 与	俸給、給料、賃金、歳費、賞与などの所得	
雑	公的年金等	厚生年金等の公的年金及び恩給（一時恩給を除く）などの所得
	そ の 他	著述家以外の人を受ける原稿料や印税、講演料、郵便年金、生命保険年金など他の所得にあてはまらない所得
総合課税の譲渡	機械、車両、船舶、借地権、漁業権、ゴルフ会員権など資産の譲渡による所得（資産の所有期間が5年以下の場合を「短期譲渡」といい、5年を超える場合を「長期譲渡」といいます）	
一 時	生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、法人から贈与を受けた金品や賞金、懸賞当せん金品、競馬・競輪の払戻金などのような一時的な所得	

給与所得の速算表

給与収入金額（A）	給与所得額	給与収入金額（A）	給与所得額
～650,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	B×2.4円
651,000円～1,618,999円	A-650,000円	1,800,000円～3,599,999円	B×2.8 - 180,000円
1,619,000円～1,619,999円	969,000円	3,600,000円～6,599,999円	B×3.2 - 540,000円
1,620,000円～1,621,999円	970,000円	6,600,000円～9,999,999円	A×0.9 - 1,200,000円
1,622,000円～1,623,999円	972,000円	10,000,000円～	A-2,200,000円
1,624,000円～1,627,999円	974,000円		

B = A ÷ 4（千円未満の端数切捨て）

公的年金等に係る雑所得の速算表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額（ア）	公的年金等控除後所得額
65歳以上 (昭和30年1月1日以前生まれの人)	3,299,999円まで	(ア) - 1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(ア) × 75% - 375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(ア) × 85% - 785,000円
	7,700,000円～	(ア) × 95% - 1,555,000円
65歳未満 (昭和30年1月2日以降生まれの人)	1,299,999円まで	(ア) - 700,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(ア) × 75% - 375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(ア) × 85% - 785,000円
	7,700,000円～	(ア) × 95% - 1,555,000円

所得から差し引かれる金額欄（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の所得割額の算定には適用されません）

雑 損 控 除	本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族が災害や盗難、横領等に遭い住宅、家財、現金などに損害を受けた場合		
	つぎの①と②のうち、いずれか多い金額 ①（損失の金額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等×10%）②災害関連支出額－5万円 ※災害関連支出額とは、災害により損壊した住宅や家財などの取り壊し、除去、被災後1年以内に行った原状回復のための支出等、やむを得ない支出をいいます。		
医 療 費 控 除	本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費がある場合 （支払った医療費の総額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等×5%または10万円のいずれか少ない方の金額） 限度額：200万円		
	セルフメディケーション税制（医療費控除の特例） 健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う個人がスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合 ※医療費控除とセルフメディケーション税制を併用して適用することは出来ません。 （対象医薬品の購入金額－保険金などで補てんされる金額）－1万2千円 限度額：8万8千円		
	本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている①国民健康保険税、②国民年金保険料、③後期高齢者医療保険料、④介護保険料、⑤雇用保険などを支払った場合、支払額の全額を控除できます。（①、③、④については、本人以外の年金からの天引き額は除きます。）		
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定する第1種共済契約に基づく掛金や心身障害者扶養共済制度に基づく掛金、企業型確定拠出年金の掛金等を支払った場合 控除額：支払額の全額		
生 命 保 険 料 控 除	本人や配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約等の保険料や掛金、または本人や配偶者を年金受取人とするなど一定の要件を満たす個人年金保険契約等の保険料や掛金を支払った場合		
	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額 生命保険料控除額	
	平成24年1月1日以後に締結した新保険契約等（一般生命保険料）（個人年金保険料）（介護医療保険料）の場合	12,000円以下	支払った保険料等の全額
		12,001円～32,000円	（支払金額）×1/2＋6,000円
		32,001円～56,000円	（支払金額）×1/4＋14,000円
	平成23年12月31日までに締結した旧保険契約等（一般生命保険料）（個人年金保険料）の場合	56,001円～	28,000円
		15,000円以下	支払った保険料等の全額
15,001円～40,000円		（支払金額）×1/2＋7,500円	
	40,001円～70,000円	（支払金額）×1/4＋17,500円	
	70,001円～	35,000円	
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円） 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の計算額（限度額28,000円）			
地 震 保 険 料 控 除	本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋（常時居住しているもの）や生活に通常必要な家財などを保険や共済の目的とし、かつ、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流出による損害（以下、「地震等損害」）により、これらの資産について損害が生じたことに基因して保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金を支払った場合		
	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額 地震保険料控除額	
	①支払った保険料（A）が地震保険料だけの場合	～50,000円	（A）×1/2
		50,001円～	25,000円
	②支払った保険料（B）が旧長期損害保険料だけの場合	～5,000円	支払った保険料の全額
		5,001円～15,000円	（B）×1/2＋2,500円
15,001円～	10,000円		
③支払った保険料が地震と旧長期との両方がある場合	それぞれ上記①と②により求めた金額の合計額（限度額：25,000円）		
（注）・平成18年末までに締結した一定の長期損害保険契約等（旧長期損害保険）については、従前の損害保険料控除と同様の金額の控除が適用可能 ・長期損害保険契約…損害保険契約等のうち、保険期間が10年以上で、満期返戻金を支払う旨の特約があるもの			
寡 婦 控 除（一般）	つぎのいずれかに該当する人 ①夫と死別または離婚した後再婚していない女性や夫の生死が不明な女性で、扶養親族か生計を一にしている総所得金額等の合計額が38万円以下の子がいる人 ②夫と死別した後再婚していない女性や夫の生死が不明な女性で、合計所得金額が500万円以下である人	26万円	

寡婦控除（特別）	夫と死別または離婚した後再婚していない女性や夫の生死が不明な女性で合計所得金額が500万円以下で、かつ扶養親族である子がいる人	30万円		
寡夫控除	妻と死別または離婚した後再婚していない男性や妻の生死が不明な男性で、生計を一にする総所得金額等の合計額が38万円以下の子がおり、合計所得金額が500万円以下の人	26万円		
勤労学生控除	大学・高等学校・盲学校・養護学校などの学生・生徒で本人の勤労による所得を有する人のうち、合計所得金額が65万円以下であって、本人の勤労によらない所得が10万円以下である人	26万円		
障害者控除（普通）	本人や同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳などを持っている人や65歳以上で福祉事務所長の認定を受けている人など	26万円		
障害者控除（特別）	本人や同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者手帳1・2級の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人、戦傷病者手帳の特別項症から第3項症までの人など	30万円		
同居特別障害者	扶養親族のうち、特別障害者に該当する人で納税者又は納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人	53万円		
配偶者控除	合計所得金額が38万円以下の配偶者（内縁関係を除く）がいる場合			
		（本人の所得） 900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
	70歳以上（昭和25年1月1日以前に生まれた人）の控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	（配偶者の合計所得）38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	

※本人の所得が1,000万円を超える場合や配偶者が事業専従者となっている場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありません。

扶養控除	本人と生計を一にする親族（配偶者を除く）、及び児童福祉法の規定により里親を委託された児童や老人福祉法の規定により養護委託者に委託された老人のうち、合計所得金額が38万円以下の人がいる場合		
	16歳以上19歳未満（平成13年1月2日～平成16年1月1日に生まれた人）又は23歳以上70歳未満（昭和25年1月2日～平成9年1月1日に生まれた人）の扶養親族	33万円	
	19歳以上23歳未満（平成9年1月2日～平成13年1月1日に生まれた人）の扶養親族	45万円	
	70歳以上（昭和25年1月1日以前に生まれた人）の扶養親族	38万円	
	70歳以上（昭和25年1月1日以前に生まれた人）で同居の自己又は配偶者の直系尊属	45万円	
基礎控除	納税者は一律にこの控除が受けられます。		33万円

事業専従者に関する事項について

事業を営む人と生計を一にする配偶者・その他15歳以上の親族で、納税者の事業に原則として1年を通じて6カ月を超える期間専ら従事している人の氏名等を記入してください。

青色以外の事業専従者	つぎの①②のいずれか少ない金額	青色事業専従者	所得税で申告した青色専従者給与額
	① 500,000円（配偶者は860,000円） ② $\frac{\text{事業専従者控除前の所得金額}}{\text{事業専従者の数}+1}$		

寄附金税額控除に関する事項について

寄附金税額控除	都道府県、市町村もしくは特別区、または住所地の都道府県共同募金会、もしくは日本赤十字社の支部への寄附、所得税法に掲げる寄附金のうち都道府県、もしくは市町村が条例で定めた寄附を行った場合、市民税・県民税の税額控除として申告できます。ただし、令和元年6月1日以降のふるさと納税のうち、総務大臣の指定を受けていない自治体に行った寄附については、特例控除の適用はありません。寄附先の名称・住所と寄附金額を正確に記入してください。
---------	--

介護保険・後期高齢者医療保険に加入されている方については、保険料の算定に申告内容を利用させていただきます。《お問い合わせ先》